



奨学資金貸与規程

第一条 学費貸与

1. 病院は、看護学校並びに技術修得のための専門学校に通学する職員に対し、希望により1ヶ月5万円を限度として、必要の都度その学費を貸与する。
2. 学費とは、入試料・授業料・教科書代・実習費・交通費・協力金をいい、願書料・制服代・校章代・修学旅行積立金・資格検定料・参考書代・文房具代を含まない。

第二条 生活費貸与

病院は、第一条の学生で、生活費の借入れを希望する者に対して、その事情により学費とは別に生活費を貸与する。

第三条 返済免除

前条並びに前々条に定める貸与金は、資格取得後当病院に勤務した在職年数に応じ次のとおりにその返済義務を免除する。

在職年数	1年	2年	3年	6年	7年
免除額累計	60万円	120万円	180万円	240万円	300万円

第四条 中途退職時の返済

職員が、前条に定める返済義務機関の途中で退職するときは、その残額時の給料および退職金をもってこれにあて、なお不足するときは、退職時に一括返済しなければならない。

第五条 退学または検定不合格時の返済

1. 職員が、在職中に退職したとき、または卒業後1年以内に合格しない時は、第三条に定める返済免除の特典がなくなり、その翌月より毎月5万円を返済し、退職時になお残額があるときは、前条に準じて一括返済しなければならない。
2. 前項において卒業後2年以降に資格検定試験に合格した時は、その時点における正当な返済額をもって、以後第三条に定める返済義務年数に置き換える。

第六条 貸与金の返済と利息

1. 第一条並びに第二条に定める貸与金についての返済義務が発生したときは、貸与の月から年利5%の利息が付く。
 2. 利息の計算は次の算式による。 $(元金 \times 5\% \div 12) \times 期間(経過月数)$
 3. 貸与金の返済が遅延した月は、その月分の利息を加算しなければならない。
- 